

# 公正取引委員会中国支所職員 による消費者セミナー

令和5年12月11日（月）午後1時30分から午後3時過ぎまで、広島市消費生活センターの研修室で、「広告表示を読み解くポイントを学んで、かしこい商品選択」と題し、公正取引委員会事務総局 中国支所 取引方法調査官の道下 正子氏を講師に迎え、消費者セミナーを開催しました。

このセミナーには、消費者協会会員6人に加え、令和5年度消費者大学の受講生など8人を含む計14人が参加し、独占禁止法及び景品表示法について、最近の事例などにより、事業者が守るべきルール及び消費者を守るための商品やサービスの広告表示、景品提供のルール等について学びました。

独占禁止法は消費者とはあまり関係ないイメージを持ちがちですが、広島県の事例などにより、物品の公共調達に関する入札の際、事業者が談合を行うと競争が正しく行われず価格が高止まりとなり、税金の無駄使い、結果として納税者としての消費者に不利益が生じるということが分かりました。

また、景品表示法についても、最近の大手民間事業者の事例から、消費者に有利になると誤認させるような広告により、消費者が正しい選択をできない可能性が生じていたということが分かりました。

今後とも、消費者の利益擁護に資するよう、定期的に、あるいは様々な機会を通じてセミナーを開催していきたいと思っております。

